

★ 令和7年度保育所のしおり～ガイド～ ★

「令和7年度保育所のしおり」の解説資料です。
職員が窓口でご案内している内容を資料化しました。

📄 P.5～6

※しおりのページ



「市内の保育園はどんなところがあるの？」

- ・「市内認可・認可外保育施設一覧」をご覧ください。
※各保育園で受入月齢や開所時間等が異なるのでご注意ください。
- ・保育園の詳細については、P.28以降をご覧ください。
- ・保育園の位置図は、P.60に掲載しています。

「希望園はどうやって決めるの？」

- ・保育園の受入月齢、開所時間を確認、ご自宅やご勤務先からの距離等を考慮した上で、保育園の見学にて雰囲気を見て希望園を決める方が多いです。

「保育園の受け入れ人数を教えてください！」

- ・令和7年度4月の受け入れ人数はホームページに掲載しています。



こちらのQRコードから
市ホームページの「保育園」
ページをご覧ください。



📄 P.7

「市内の保育園を申請できる条件はあるの？」

- ・原則、**市内在住者**又は父もしくは母が**市内在勤者**の場合申請いただけます。
- ・入所には保育を必要とする要件がありますので、入所の要件の表をご確認ください。
- ・**育児休業から復帰予定**で申請の場合、**入所日から入所月の翌月14日**の復帰、**求職活動要件**で申請の場合、**入所後1か月以内**の就労が条件です。

📄 P.9～10

「いつ申請すればいいの？」

- ・4月入所の日程はP.9を、5月以降の入所の日程はP.10をご確認ください。

「市外の保育園を申請/転入予定で申請したいです！」

- ・市外の保育園を申請したい場合、市外から転入予定の場合には申請方法が異なりますので、P.10をご確認ください。
※転入予定の場合は、**令和7年3月31日までの住民登録が必須となります。**
住民登録がない場合、入所が取り消しとなりますので、ご注意ください。

「4月入所申請の注意事項は？」

- ・申請書類は原則、**郵送**での受付となります。
- ・各申請期間中に一度提出された申請の**希望園の変更は受け付けておりません**のでご注意ください。
- ・申請が締切日直前になってしまい、不足書類があった場合、**締切日までに該当の書類の提出がなければ低い点数での選考となる可能性があります。**
余裕を持った提出をお願いします。

「見学は誰が行くの？」

- ・見学は原則、保護者とお子さんで行っていただきます。
- ・なお、代理の方でも大丈夫です。（ただし、お子様に関する質問に答えられる方）

📄 P.11

「申請に必要な書類は？」

- ・要件によって添付の書類が異なるのでご注意ください。
- ・保育の必要性を証明する書類は同世帯内の**18歳以上60歳未満**の方全員分が必要です。ご注意ください。

「申請時点で子どもが生まれていない場合は？」

- ・お子さんがまだ生まれていない場合の申請は、申請書類の児童氏名は苗字のみで構いません。
- ・また、児童の状況は空白で構いません。（サインは必要）
- ・受入月齢が**生後8週**からの保育園は、**2月4日まで**、**生後6か月**からの保育園は、**10月1日まで**の出産であれば申請可能です。

📄 P.15

「入所者はどうやって決まるの？」

- ・保育を必要とする要件に基づいて、点数での選考をしています。
- ・先着順ではありません。

「希望園の過去に入れた人の点数を知りたい！」

- ・市ホームページに、過去2年度分の各保育園及び各年齢の入所できた最低点数を公表しています。

※過去の実績のため、状況が変わる可能性があります。ご了承ください。



**きょうだい同時申込の場合
申し込むきょうだいそれぞれ
で、必ず同じ番号を選択して
ください！**

②児童の状況（裏）

保育園記入欄 ※新規申込者が見学に来られた際に記入をしてください。

令和	年	月	日	見学済	国サイン：
令和	年	月	日	見学済	国サイン：
令和	年	月	日	見学済	国サイン：
令和	年	月	日	見学済	国サイン：
令和	年	月	日	見学済	国サイン：

● 4 月入所における転入予定者については、電話した日付、園名、電話対応者の名前の記入でも可とします。

※申請書に記載できる希望園は3園までです。
※見学は必ずしも5園行っていく必要はありません。希望する保育園を見学してください。
※枠が足りない場合は、本用紙の余白を活用してください。

- 保育園の見学は事前に各保育園へ連絡の上、実施してください。
- 見学のサインが5つ以上となる場合は、枠外にサインをもらってください。
- 申請書に記載できる園は3園までとなりますので、ご注意ください。
- 保育園の見学の際は事前に記入を済ませた「申請書」と「児童の状況」を持参してください。
- 令和7年度の入所申込の場合、サインの日付は「令和6年9月2日以降」のものが申込に有効です。

③保育が必要なことを証明する書類（就労証明書 その1）

- ・必ず就労先の方が記載してください。
- ・令和7年度の入所申込の場合、証明日は、「令和6年9月1日以降」の日付が、申込に有効です。
- ・自営業や親族経営の場合は、開業届、法人届、営業許可証などの写しを添付してください。
- ・いずれも添付できない場合、地区の民生委員の確認が必要です。
民生委員は保育・幼稚園課で紹介しますので、お問い合わせください。

3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期	期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)	年 月 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 住所		

- ・就労先住所等が確定していない場合、予定住所で記載ください。
予定地も決まっていない場合は、育休前の勤務先や、本社の住所としてください。

		月	火	水	木	金	土	日	祝祭日	合計	月間	時間	分 (95%係数換算)	分
認定時間 (認定部分の倍率):		一月当たりの就労日数 月間 日								一週当たりの就労日数 週間 日				
		土曜	時	分	分	分	分	分	分	分 (95%係数換算)	分			
		日曜	時	分	分	分	分	分	分	分 (95%係数換算)	分			
		合計時間	□月間	□週間	□月間	□週間	□月間	□週間	□月間	□週間	分			
就労時間 (実用部分の倍率):		就労日数 □月間 □週間 日												
		土曜	時	分	分	分	分	分	分	分 (95%係数換算)	分			
		日曜	時	分	分	分	分	分	分	分 (95%係数換算)	分			

- ・勤務日や就労時間が不規則で上記に記載が不可能な場合は、別でシフト表の提出が必要です。
- ・必ず1か月の勤務時間と平均日数の記載をしてください。

記入時の注意事項

③保育が必要なことを証明する書類（就労証明書 その2）

就労証明書		令和7年度用
1 氏名 2 生年月日 3 性別 4 職業 5 勤務先 6 勤務先住所 7 勤務先電話番号 8 勤務先メールアドレス 9 勤務先Webサイト 10 勤務先業種 11 勤務先部署 12 勤務先職種 13 勤務先業務内容 14 勤務先勤務時間 15 勤務先休日・休暇 16 勤務先給与 17 勤務先福利厚生 18 勤務先労働環境 19 勤務先就業規則 20 勤務先就業規則の抜粋		
21 勤務先就業規則の抜粋 22 勤務先就業規則の抜粋 23 勤務先就業規則の抜粋 24 勤務先就業規則の抜粋 25 勤務先就業規則の抜粋 26 勤務先就業規則の抜粋 27 勤務先就業規則の抜粋 28 勤務先就業規則の抜粋 29 勤務先就業規則の抜粋 30 勤務先就業規則の抜粋		

9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定	☐ 取得中	☐ 取得済み
		期間	年	月

・育児休業を取得している場合は上段に取得期間を記載してください。

★その他の保育が必要なことを証明する書類は、次のとおりです。

- ①ホームページ等に様式があるもの
診断書（指定様式に限りません）、介護・看護の申し書
- ②コピーを提出するもの
母子手帳・上記様式以外の診断書・障害者手帳・学生証、
時間割表

記入時の注意事項

④提出書類確認票

提出書類確認票	
1 氏名 2 生年月日 3 性別 4 職業 5 勤務先 6 勤務先住所 7 勤務先電話番号 8 勤務先メールアドレス 9 勤務先Webサイト 10 勤務先業種 11 勤務先部署 12 勤務先職種 13 勤務先業務内容 14 勤務先勤務時間 15 勤務先休日・休暇 16 勤務先給与 17 勤務先福利厚生 18 勤務先労働環境 19 勤務先就業規則 20 勤務先就業規則の抜粋	
21 勤務先就業規則の抜粋 22 勤務先就業規則の抜粋 23 勤務先就業規則の抜粋 24 勤務先就業規則の抜粋 25 勤務先就業規則の抜粋 26 勤務先就業規則の抜粋 27 勤務先就業規則の抜粋 28 勤務先就業規則の抜粋 29 勤務先就業規則の抜粋 30 勤務先就業規則の抜粋	

提出時の確認事項が記載されています。
必ずすべての項目にチェックをして提出してください。

父の就労証明書はありますか	☐ はい ☐ 該当なし
就労日数、1か月の就労時間について記載してください	月平均 _____ 日 就労時間 1か月 _____ 時間
母の就労証明書はありますか	☐ はい ☐ 該当なし
就労日数、1か月の就労時間について記載してください	月平均 _____ 日 就労時間 1か月 _____ 時間

- ・1か月の平均就労日数及び就労時間を記載してください。
就労証明書に記載されている日数及び時間と誤りがないか確認します。
- ・確認票の写しを、申込の受領証とし、7日から10日以内にご郵送します。

その他の詳細は、保育所のしおり及び市ホームページをご確認ください。